

○性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

(平成 11 年 10 月 7 日制定)

改正 平成 14 年 1 月 15 日改正 平成 16 年 9 月 7 日全部改正  
平成 21 年 9 月 7 日改正 平成 25 年 2 月 12 日改正  
平成 27 年 3 月 23 日改正 平成 28 年 9 月 7 日改正  
平成 30 年 2 月 21 日改正 平成 30 年 7 月 9 日改正  
2022 年 3 月 23 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（以下「性を理由とする差別的取扱い等」という。）が基本的人権を侵害する行為であることから、東京弁護士会(以下「本会」という。)の弁護士会員及び外国法事務弁護士特別会員(以下「会員等」と総称する。)による性を理由とする差別的取扱い等を防止し、もって、本会内の良好な職場環境並びに本会及び会員等の品位と信用を維持確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「性を理由とする差別的取扱い」とは、会員等の事務所における活動、本会、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）及び関東弁護士連合会（以下「関弁連」という。）における会務活動その他の職務に関する一切の活動において行われる生物学的又は社会的な性差を理由としてする差別的取扱い（差別的言動を含む。）をいう。

- 2 この規則において、「セクシュアル・ハラスメント」とは、会員等の事務所における活動、本会、日弁連及び関弁連における会務活動その他の職務に関する一切の活動において、他人に不快感を与える性的な言動をいう。
- 3 この規則において、「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

(性を理由とする差別的取扱い等の禁止)

第 3 条 会員等は、会員等の事務所における活動、本会、日弁連及び関弁連における会務活動その他の職務に関する一切の活動において、性を理由とする差別的取扱い等を行ってはならない。

- 2 会員等は、性を理由とする差別的取扱い等のない良好な業務又は職場環境を整えるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 4 条 会員等は、性を理由とする差別的取扱い等について、拒否、抗議、第 7 条に定める苦情相談（以下「苦情相談等」という。）の申出その他の正当な対応をした者に対

し、正当な対応をしたことを理由として賃金、任用その他についていかなる不利益な取扱いもしてはならない。苦情相談等の調査に協力した者に対しても同様とする。

(指針の策定及び周知)

第5条 会長は、会員等による性を理由とする差別的取扱い等の発生を防止するため、会員等が認識すべき事項等に関する指針を策定し、これを会員等に周知しなければならない。

(差別的取扱い等の防止及び指導等)

第5条の2 会長は、会員等による性を理由とする差別的取扱い等を未然に防止するよう努めなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、会員等への指導その他性を理由とする差別的取扱い等に起因する問題の迅速な処理に当たらなければならない。

(研修)

第6条 会長は、会員等に対する新規登録弁護士研修及び倫理研修を実施する際に、性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する事項を含めなければならない。

2 各年度の会長及び副会長は、就任に際し、性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修を受けなければならない。

(苦情相談等の申出)

第7条 会員等から第3条第1項に規定する活動において性を理由とする差別的な取扱い等を受けた者(会員、司法修習生、本会の職員等をいう。)は、次に掲げるいずれかの方法により苦情相談等の申出をすることができる。

(1) ハラスメント相談窓口への申出

(2) 第8条の相談員(以下「相談員」という。)への申出

(3) 第8条の2の外部専門相談員(以下「外部専門相談員」という。)への申出

2 前項第1号の規定に基づき苦情相談等の申出があったときは、第10条第1項のハラスメント防止委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、第8条の相談員名簿(以下「相談員名簿」という。)に基づき、苦情相談等の申出をした者(以下「相談者」という。)の希望を考慮して、担当相談員2名以上を指名し、担当相談員は速やかに相談を行うものとする。

3 相談者は、担当相談員に公正を妨げるべき事情があると考えるときは、委員長に担当相談員の変更を求めることができる。担当相談員は、苦情相談等の申出について自らが当事者又は関係者である事案であることが判明した場合には、当該苦情相談等の担当を回避しなければならない。

4 委員長は、苦情相談等の申出について担当相談員が当事者又は関係者であるとき、その他公正を妨げるべき事情があると判断したときは、当該担当相談員を別の担当相談員に交代させなければならない。

(情報提供に基づく苦情相談等)

第7条の2 会員等による性を理由とする差別的取扱い等を発見した者は、口頭、文書その他適当な方法により、前条第1項各号に掲げる機関に対し、当該性を理由とする差別的取扱い等を通報することができる。

2 前項の通報を受けた機関は、委員長に報告を行う。委員長は、当該性を理由とする差別的取扱い等を受けたとされる者（会員、司法修習生、本会の職員等をいう。以下同じ。）に対して苦情相談等の申出の利用を促すか否かを判断し、利用を促す場合は、相談員を通じて苦情相談等の申出の意向の有無を確認する。相談員は、その結果を委員長に報告する。

3 前項の規定により当該性を理由とする差別的取扱い等を受けたとされる者から苦情相談等の申出があったときは、前条の規定により相談を行う。  
(相談員名簿の作成及び相談員の任期等)

第8条 会長は、次に掲げる構成により相談員を指名して相談員名簿を作成しなければならない。

- (1) 東京弁護士会男女共同参画推進本部が推薦する本会の弁護士会員 2名
- (2) 性の平等に関する委員会が推薦する本会の弁護士会員 2名
- (3) 会員サポート窓口協議会が推薦する本会の弁護士会員 2名
- (4) 司法修習委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (5) 弁護士業務改革委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (6) 公益通報者保護特別委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (7) 人権擁護委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (8) 市民窓口委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (9) 労働法制特別委員会が推薦する本会の弁護士会員 1名
- (10) 会長が指名する本会の弁護士会員 若干名
- (11) 会長が指名する本会の職員 若干名

2 相談員の任期は、6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

3 相談員は、任期が終了した場合においても、担当案件が解決するまでは、その職務を行う。

4 会長は、相談員が欠け、又は相談員に事故があり第1項各号で定めた相談員の員数を下回った場合には、その指名により相談員を補充しなければならない。

5 会長は、相談員が相談員として不適切であると判断した場合には、当該相談員を解任し、代替りの相談員を指名により補充することができる。

6 前項に従い補充した相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部専門相談員への苦情相談等)

第8条の2 相談員に対する相談に代えて、相談者は、本会が委託する外部相談窓口において、外部専門相談員に対して、苦情相談等の申出を行うことができる。

(担当相談員及び外部専門相談員の任務)

第9条 担当相談員及び外部専門相談員（以下「担当相談員等」という。）は、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 苦情相談等の聴取
- (2) 苦情相談等の内容の検討及び分析
- (3) 相談結果報告書の作成

2 担当相談員等は、苦情相談等が終了したときは、前項第3号の相談結果報告書をもって苦情相談等の概要を委員長に報告するものとする。

(苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知)

第9条の2 会長は、第7条第1項に掲げる苦情相談等の申出方法及び相談員名簿を会員等に周知しなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第10条 会長は、本会に第8条の規定により指名された相談員全員で構成するハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び副委員長を互選により選出する。
- 3 相談者は、苦情相談等の申出に係る相談を経た後、委員会に調査を申し立てることができる。申立ては書面によるものとする。
- 4 委員長は、前項の申立てを受けたときは、委員会を招集する。
- 5 委員会の定足数は、全相談員の3分の2以上とする。
- 6 委員会における議決は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 7 相談員が当事者又は関係者である事案については、当該相談員は、当該事案について次条に規定する委員会の任務に関与することができない。
- 8 委員会は、本会に担当事務局を置く。

(委員会の任務)

第11条 委員会は、前条第3項の規定による相談者の申立てを受けて、調査を行う必要があると認めるときは、苦情相談等の内容について調査を行う。

- 2 委員会は、委員長が指名する調査担当委員をして、当事者又は関係者から事情聴取を行う方法等により事実確認その他の調査を行わせることができる。
- 3 委員長は、前項に規定する調査を行うため、当該事案の担当相談員を除く相談員の中から2名以上の調査担当委員を指名する。
- 4 調査担当委員は、調査結果を委員会に報告する。
- 5 委員会は、必要な範囲で相談者に調査結果を報告する。
- 6 委員会は、委員会が相当と判断し、相談者の了承を得た場合には、会長に対し、調査結果を報告し、とるべき措置について提案を行う。報告及び提案は、書面によるものとする。

7 委員会は、相談の内容、事情聴取等の調査結果及び相談者への報告内容を書面で記録する。

8 委員会は、議事録を作成し、当該議事録のほか、次の各号に掲げる書面を編綴するものとする。

- (1) 相談者の調査申立書
- (2) 第9条第1項第3号の相談結果報告書
- (3) 第6項に規定する報告書及び提案書
- (4) 前項の書面

9 委員会は、第9条第1項第3号の相談結果報告書に基づき統計情報を作成し、会長に対して書面により報告する。

(会長による措置)

第12条 会長は、前条第6項の報告及び提案に基づき、性を理由とする差別的取扱い等をしたと認められる会員等に対し、速やかに、助言及び指導等適切な措置を講じなければならない。

2 会長は、前条第6項の報告及び提案に基づき、性を理由とする差別的取扱い等をしたと認められなかった場合であって、苦情の対象となった会員等の申出があったとき又は必要と認められるときは、当該会員等にその旨適宜の方法により通知し、又は適切に対処するものとする。

(相談員及び調査担当委員が留意すべき指針の策定)

第13条 会長は、苦情相談等に当たって相談員及び調査担当委員が留意すべき事項に関する指針を作成し、相談員及び調査担当委員は、苦情相談等への対応に当たっては、指針に沿って、これを行うものとする。

(秘密保持)

第14条 担当相談員等及び担当事務局は、懲戒手続等正当な理由がある場合のほか、苦情相談等への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(記録の保管)

第15条 委員会は、第11条第8項の規定により編綴した書面を、調査終了後5年間保存しなければならない。

2 前項の書面は、調査、懲戒手続等のため委員会が必要と判断した場合を除き、閲覧することができない。

(副会長及び副委員長の代行)

第16条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める会長の権限は、副会長があらかじめ定めた順序によりこれを代行する。

2 委員長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める委員長の権限は、委員会の副委員長があらかじめ定めた順序によりこれを代行する。

(運営管理等)

第17条 この規則による苦情相談制度の運営管理（同制度及び相談員名簿の周知を含む。）並びに性を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修及び企画は、委員会が行う。

2 前項に規定する事項を行うため、委員会を3か月に1回程度開催する。

(細則)

第18条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

第1条 この規則は、平成11年10月7日から施行する。

附 則(平成14年1月15日改正)

第1条(改正)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月7日全部改正)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成16年9月17日)から施行する。

附 則(平成21年9月7日改正)

題名、第1条から第7条まで及び第12条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年9月17日)から施行する。

附 則(平成25年2月12日改正)

第1条、第3条及び第7条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成25年2月14日)から施行する。

附 則(平成27年3月23日改正)

第1条、第3条、第5条第1項及び第3項、第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項第3号並びに第12条第1項及び第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年9月7日改正)

第8条第1項第2号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 21 日改正)

題名、第 1 条、第 2 条、第 3 条(見出しを含む。)、第 4 条から第 7 条まで、第 8 条の見出し、同条第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 8 条の 2(新設)、第 9 条(見出しを含む。)、第 10 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 11 条、第 12 条、第 13 条(見出しを含む。)、第 14 条、第 15 条並びに第 17 条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成 30 年 6 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 9 日改正)

第 9 条第 1 項第 4 号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(2022 年 3 月 23 日改正)

第 1 条、第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条から第 7 条の 2 まで、第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 8 条の 2 から第 11 条まで、第 12 条の見出し、同条第 2 項及び第 3 項、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条の見出し、同条第 2 項(新設)並びに第 17 条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2022 年 4 月 14 日)から施行する。